

6. 法学研究科

(1) 法学研究科の教育目的と特徴	6-2
(2) 「教育の水準」の分析	6-6
分析項目Ⅰ 教育活動の状況	6-6
分析項目Ⅱ 教育成果の状況	6-26
【参考】データ分析集 指標一覧	6-30

名古屋大学法学研究科

(1) 法学研究科の教育目的と特徴

本研究科には、綜合法政専攻と専門職大学院（法科大学院）である実務法曹養成専攻との2専攻が設けられており、以下では、それぞれを分けて記載する。

1. 教育の目的と基本方針

A 綜合法政専攻

綜合法政専攻における教育の目的は、法学・政治学における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めるとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにある。これによって文化の進展に寄与するとともに、法学・政治学における学術の研究者、高度の専門技術者及び教授者を養成する。

この目的を追求するために、次の基本方針によって、教育活動を実施する。

- (1) 分析力、研究企画力を備えた、国際的に評価される人材を育成する。
- (2) 高度な専門的知識と国際的視野を身につけた職業人の養成および再教育を行う。
- (3) 体制移行が進行するアジア諸国から留学生を受け入れ、同諸国で法制度・政治制度整備を担う人材を養成する。
- (4) 法整備支援をデザインできる発信型の日本人研究者を養成し、そのための体制を整備する。

これは、名古屋大学学術憲章にある「自発性を重視する教育実践によって、理論的思考力と想像力に富んだ勇氣ある知識人の育成、人材養成を通じた人類の福祉や世界・社会・地域等の発展への貢献」を法学・政治学の分野で実現しようとするものである。

B 実務法曹養成専攻〔専門職大学院（法科大学院）〕

実務法曹養成専攻における教育の目的は、専門職大学院設置基準に基づく法科大学院として、実務法曹を養成することである。

この目的を追求するために、次の基本方針によって、教育活動を実施する。

- (1) 法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で構成する。
- (2) 理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的になるように配置・実施する。

これは、名古屋大学学術憲章にある「自発性を重視する教育実践によって、理論的思考力と想像力に富んだ勇氣ある知識人の育成、人材養成を通じた人類の福祉や世界・社会・地域等の発展への貢献」を実務法曹養成の分野で実現しようとするものである。

2. 研究科の特徴

A 綜合法政専攻

綜合法政専攻は、身につけるべき学力、資質・能力として、一般的な素養、人間性・人格

の涵養、法学・政治学の基礎的な素養を前提として、冷静で視野の広い社会科学的分析能力を培い、自主的に問題を発見し、それを解決する方向性を探ることのできる、専門的な問題解決能力及び研究力量を備えた人材の育成を、教育の基本目標に掲げ、これを目指す教育プログラムの実施と教育のグローバル化への対応を第3期の重点目標にしている。

総合法政専攻は3コースに分けられている。

①研究者養成コース：広い視野と深い専門的知識に支えられた次代の日本の法学・政治学の研究を担う人材を養成することを目標とする。

②応用法政コース：法学・政治学に関する高度な専門的知識を有して社会の中核を担う能力を有する人材の養成を目標とする。

③国際法政コース：海外からの留学生を主たる対象に、体制転換にともなう民主化、市場化の現状のなか法整備支援を中心とした比較法、比較政治の領域で有為な人材を育成することを目標とする。

国際法政コースには、英語で教育を行う英語クラスのほか、日本語クラスを設置し、日本法教育研究センターからの卒業生を受け入れている。2012年度からは、国際的に実践的能力を発揮できるリーダーを養成する博士課程教育リーディングプログラムが、さらに、2014年度からは、海外拠点を活用して、各国政府若手有望人材に対して、在職しながら博士号が取得できる「名古屋大学アジアサテライトキャンパス」プログラムを開始した。

B 実務法曹養成専攻〔専門職大学院（法科大学院）〕

実務法曹養成専攻は、身につけるべき学力、資質・能力として、（1）豊かな人間性と感受性に裏打ちされ、幅広い教養と優れた法的専門能力を備えた法曹の養成、（2）国際的な関心を持った法曹の養成、（3）市民生活に関連する分野について広範な知識を有し、相互信頼に基づいて法的サービスを提供できるホームドクター的な法曹の養成を教育の基本目標に掲げ、これを目指す教育プログラムの実施と教育のグローバル化への対応を第3期の重点目標にしている。これらの教育・研究を通じて、社会貢献に取り組んでおり、教育においては、以下の特徴や特色を有している。

①法律基本科目と実務教育科目の充実と連携： 法律基本科目については、学習対象を反復しながら次第に知見を高度化できるよう工夫がこらされている。また、実務基礎科目は、理論教育科目と関連づけながら、無理なく履修ができるようなカリキュラム設計がなされている。

②研究者教員と実務家教員による協同教育体制： 研究者教員と実務家が相互に密接な連携をとりながら、各科目の特性に応じた方式をもって教育に臨む体制がとられている。

③徹底した少人数教育と未修者のケア： 講義形式の授業においても、少人数教育を実施している。また、若手弁護士による未修者対象の科目「実定法基礎」（2017年度からは「実

名古屋大学法学研究科

定法基礎Ⅰ・Ⅱ」)の設置やオフィスアワー等を通じて、各人の学習レベルに応じたきめ細かな学修指導ができる体制がとられている。

④多彩かつ充実した科目設定： 広い視野を持ち、専門性のある法曹を養成するために、多様な展開・先端科目と、充実した基礎・隣接科目を提供している。

⑤IT技術を駆使した教育手法の導入： 入学者全員に対する統一的な法情報ガイダンスを実施した上で、独自に開発した教育ソフトウェア・ツールを利用しつつ、高度な情報教育を実施している。

3. 第3期中期目標期間における重点事項

A 総合法政専攻

(1) 前記の基本目標を達成するための教育プログラムを実施し、教育の質を高めるため、実施体制等を継続的に点検し、改善する。

(2) 法学・政治学教育の特性にも配慮しつつ、国際通用性を重視した質の高い教育を提供して、グローバルに活躍できる研究者等の人材を育成する一方、法整備支援研究の拠点として、各国の留学生を受け入れて、法学・政治学の分野で母国に貢献できる優秀な人材(研究者、実務家)を育成する。

(3) 大学院生の自律的な学修と生活を支援する環境を充実させる。とくに、就職支援体制と留学生支援体制のさらなる充実を図る。

B 実務法曹養成専攻〔専門職大学院(法科大学院)〕

(1) 前記の基本目標を達成するための教育プログラムを実施し、教育の質を高めるため、実施体制等を継続的に点検し、改善する。

(2) 法曹界・産業界・行政等との連携を通じて、社会に貢献する優秀な人材を育成する。

(3) 就職支援体制の充実を含めて、大学院生の自律的な学修と生活を支援する環境を充実させる。

4. 入学者の受入等

A 総合法政専攻

<前期課程>

区分	募集人員	2016年度			2017年度			2018年度			2019年度		
		志願者数	合格者	入学者	志願者数	合格者	入学者	志願者数	合格者	入学者	志願者数	合格者	入学者
研究者養成コース	35	9	1	1	8	3	2	7	2	2	12	1	1

名古屋大学法学研究科

応用法政コース		24	17	15	30	16	16	19	8	7	24	14	14
国際法政コース	4月入学	0	0	0	2	2	2	3	2	2	2	1	1
	10月入学	107	35	35	91	26	25	84	29	28	75	27	27
計		140	53	51	131	47	45	113	41	39	113	43	43

<後期課程>

区分	募集人員	2016年度			2017年度			2018年度			2019年度			
		志願者数	合格者	入学者	志願者数	合格者	入学者	志願者数	合格者	入学者	志願者数	合格者	入学者	
研究者養成コース	17	1	0	0	7	4	4	8	3	3	5	3	3	
応用法政コース		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
国際法政コース		4月入学	21	4	4	2	2	2	2	2	2	0	0	0
		10月入学	36	10	9	40	11	10	35	8	8	29	8	8
計		58	14	13	49	17	16	45	13	13	34	11	11	

B 実務法曹養成専攻 [専門職大学院 (法科大学院)]

年度		入学定員	出願者数	合格者	入学者数
2016	未修	25	33	13	6
	既修	25	36	16	15
2017	未修	25	53	18	16
	既修	25	56	22	13
2018	未修	25	49	19	12
	既修	25	68	25	18
2019	未修	25	79	22	17
	既修	25	81	32	23

(2) 「教育の水準」の分析

分析項目Ⅰ 教育活動の状況

<必須記載項目1 学位授与方針>

【基本的な記載事項】

- ・ 公表された学位授与方針
(別添資料 4506-i1-1~2)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

(特になし)

<必須記載項目2 教育課程方針>

【基本的な記載事項】

- ・ 公表された教育課程方針
(別添資料 4506-i2-1~2)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

(特になし)

<必須記載項目3 教育課程の編成、授業科目の内容>

【基本的な記載事項】

- ・ 体系性が確認できる資料
(別添資料 4506-i3-1~3)
- ・ 自己点検・評価において体系性や水準に関する検証状況が確認できる資料
(別添資料 4506-i3-4~5)
- ・ 研究指導、学位論文(特定課題研究の成果を含む。)指導体制が確認できる資料
(別添資料 4506-i3-6~7)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

A 総合法政専攻

○研究者養成コースの授業科目「一研究」「一特殊研究」では国内外の研究水準の獲得を目指した授業内容を維持している。

応用法政コースの授業科目「一総合研究」では研究と実務の有機的連携を踏まえた授業内容を提示し、修士課程では中間報告書の提出を課して、論文執筆能力の涵養を図り、また、博士課程では、外国文献の利用を必須としないなど、コースの特性を反映したカリキュラムとなっている。

国際法政コースでは、「比較一専門研究」といった授業科目では比較法、比較政治について広範な授業が展開され、また、「アカデミック・ライティングⅠ」を必修科目として論文執筆の基礎を教えている。 [3.1]

○毎年、法務省、他大学等と連携して実施しているサマースクール「アジアの法と社会」や、国内外でのインターンシップへの参加の機会を提供している。また、国際法政コースに、愛知県弁護士会と連携した「特別講義演習（日本の司法機関）」を開講している。 [3.2]

○憲法・行政法・外国法・政治学を専攻する大学院生が主体となって、法学・政治学等様々な分野の研究者を招へいして行う集中講義を継続しているほか、実務家と連携した講義や、学際的な講義を提供している。また、他研究科の科目履修を10単位まで修了単位として認めている。

また、「PhD プロフェッショナル登龍門」に参加して、専門を異にする大学院生との研究交流を行う機会が提供されている。 [3.3]

○2012-2017年度に実施した博士課程教育リーディングプログラム「法制度設計・国際的制度移植専門家の養成プログラム」では、海外インターンシップや海外講演への参加を推奨しており、大学院生が派遣された。このプログラム終了後、その成果を本研究科の教育研究の中に定着発展させることを目的として、2018年度以降、国際法政コースの「リーディング大学院プログラム」制度として整備した（別添資料4506-i3-8）。

また、2014年度から、国際法政コースの博士後期課程に、アジア諸国の政府職員や法曹実務家を対象に、彼らが現職を維持したまま自国で働きながら研究することのできるアジアサテライトキャンパス学院を開設し、2019年度までの受入学生数は14名、既に3名が博士学位を取得している。 [3.2, 3.5]

・リーディング大学院プログラム修了認定について（概要）（法学研究科総合

名古屋大学法学研究科 教育活動の状況

法政専攻 2019 年度) (別添資料 4506-i3-8)

B 実務法曹養成専攻 [専門職大学院 (法科大学院)]

○教育目的により科目群が設定されており、科目群の分類に従ってナンバリングが行われている。授業科目群は、「法律基本科目」、「実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」、「展開・先端科目」に分類され、3年(既修コースは2年)の課程で効率的に学習できるようにするため、次の方針に従ってこれらの科目群を各学年に配置している。

1年次と2年次では、法律基本科目を中心に学習するが、2年次は演習科目が中心となる。2年次後期からは実務との架橋を目的とした実務基礎科目を履修する。また、2年次・3年次には、先端的ないし発展的な問題に対処しうる能力を養成するための展開・先端科目が配置されている。なお、優れた法曹に必要な幅広い知識・教養を学習する基礎法学・隣接科目が選択必修科目(4単位)として設置されている。 [3.1、3.2]

○「先端分野総合研究」や「現代刑事司法論」のように、他分野の研究者等を担当教員に加えた学際的な科目を設置している。 [3.3]

○法曹には、法学の専門知識の他に、幅広い基礎的、法学的知見に裏打ちされた能力が不可欠であるため、法学の基礎および周辺にある学問領域を学ぶ基礎法学・隣接科目群を選択必修科目として、高い素養を持った法曹の養成に取り組んでいる。法学未修者がスムーズに教育課程に入って行けるようにする狙いも持つ「法情報ガイダンス」の受講を新入生全員に義務付けており、また、法学未修者に特化した学修支援策の一環として、法的問題についての基本的な対処方法(考え方や論述の仕方)を学ぶ「実定法基礎」(2017年度からは「実定法基礎I・II」)を開設している。 [3.4]

<必須記載項目4 授業形態、学習指導法>

【基本的な記載事項】

- ・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料
(別添資料 4506-i4-1~2)

名古屋大学法学研究科 教育活動の状況

- ・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料、学生便覧等関係資料
(別添資料 4506-i4-3～6)
- ・ 専門職大学院に係る C A P 制に関する規定
(別添資料 4506-i4-7)
- ・ 協定等に基づく留学期間別日本人留学生数
(別添資料 4506-i4-8)
- ・ インターンシップの実施状況が確認できる資料
(別添資料 4506-i4-9～10)
- ・ 指標番号 5、9～10 (データ分析集)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

A 総合法政専攻

○専攻全体で法学・政治学の広い分野にわたる 255 科目を設置しており、幅広くかつ専門的に高度な学修が可能である。うち 43 科目は英語による講義であり、法学・政治学に関連した高度の外国語能力を身につける機会として活用できる。

開講科目の多くは演習形式で、少人数による双方向の講義であり、複数の教員と大学院生が先端的な研究課題について議論・検討を行う演習もある。また、多数の教員と大学院生が共同研究をする場として、「公法研究会」(月 1 回開催)などがある。また、各種セミナーを開催して参加を促している(2018 年度: 34 件、2019 年度: 29 件)(別添資料 4506-i4-11)。

留学生教育においては、基礎的な知識を体系的に修得するため、講義形式の科目(例えば、国際法政コース(日本語)の「司法制度基礎研究」、「外交・国際関係基礎研究」、「法政理論基礎研究」など)も提供している。

論文執筆については、論文執筆プログラムに従った計画的な指導が行われている(別添資料 4506-i4-12)。さらに、主体的な学習を促すべく、オフィスアワーの制度、授業時間外の教室の貸し出し、原則 20 時までの図書室の開室等、施設面でのフォローしている。 [4.1]

- ・ 大学院生が参加可能な講演会・セミナー等主な行事一覧(法学研究科総合法政専攻 2016-2019 年度)(別添資料 4506-i4-11)
- ・ 論文執筆プログラム資料(修士論文・課程博士論文)(法学研究科総合法政専攻 2019 年度)(別添資料 4506-i4-12)

○国内外の研究者・実務家による講演会・セミナー等を開催して、大学院生の参加を促している(別添資料 4506-i4-11)(再掲)。

名古屋大学法学研究科 教育活動の状況

インターンシップの機会を通じて、留学生を含めた大学院生に、実践的な学修研究の機会を得るよう工夫がなされている。 [4.2、4.6]

○Web シラバスを活用し、科目内容、講義計画、評価方法などを学生に公開するとともに、資料の提供、レポートの提出などに活用できる体制を取っている。また、ウェストロー・ジャパン(株) 寄附講義「特別講義・演習(法令・判例の探索と活用)」は、実務家を講師として、日本語で修士論文を執筆予定の留学生を対象として、必要な情報を探し出し、活用する情報リテラシーを身につけることを目的に開講している。 [4.3]

○教員は3つの教員グループ(公法・政治、民事法・刑事法、基礎法・社会法等)に所属し、授業計画、教員人事等について審議し、教授会に提案するが、人事の際は、教育目的を達成するため、多様な人材の確保に努めている。

主指導・副指導教員による緻密な指導体制、学生と教員の連携による共同指導体制が組織され、学生は複数の観点からの研究指導を受けている。

また、論文執筆プログラムを設けて、修士論文については、論文執筆講座への出席、論文執筆計画書の提出、および修士論文構想発表会での報告を義務付けている。博士論文については、論文執筆講座への出席、1年に1回の中間報告発表会での報告、および課程博士論文提出の要件である公開発表会での報告を義務付けている(別添資料 4506-i4-12) (再掲)。 [4.4]

○学位論文執筆プログラムにしたがって研究をすすめ、教員・学生による研究会、論文執筆に取り組んでいる。第1期に開始した論文執筆プログラムを充実させ、1年に1回の公開発表の義務化(中間発表会)、日本法教育研究センター出身者に対しCDS(Critical Discussion Session)プログラムが実施されている(別添資料 4506-i4-12) (再掲)。

2013年度から外国人教員を中心にアカデミック・ライティング・チームを作り、英語で論文を執筆する大学院生に対し、入学直後から修士論文完成までのプロセスにおいて、論文執筆の方法やルールを指導する態勢を整えた(別添資料 4506-i4-13)。なお、多様な留学生の教育にあたるため、指導の際の留意点などを示した「国際法政コース留学生指導のためのガイドライン」を策定している(別添資料 4506-i4-14)。

その他、大学院生のキャリア開発として、国際会議や国内外の学会・研究会への参加を促したり(2018年度:34件、2019年度:29件)、演習科目では、大学院生が

名古屋大学法学研究科 教育活動の状況

主体的に研究会の組織運営を行うことにより、自立した研究者となる能力の養成が行われている（別添資料 4506-i4-11）（再掲）。RA の制度もその目的のために活用されている。また、TA の制度を活用して教育指導能力の向上に取り組んでいる。
[4.5]

- ・アカデミック・ライティング・チームに関する資料（法学研究科総合法政専攻 2018 年度）（別添資料 4506-i4-13）
- ・国際法政コース留学生指導のためのガイドライン（法学研究科総合法政専攻 2019 年度）（別添資料 4506-i4-14）

B 実務法曹養成専攻〔専門職大学院（法科大学院）〕

○1 年次の法律基本科目においては、基礎的な法知識を修得させる理論教育が中心であるため、講義形式とソクラテス・メソッドを併用し、2 年次以降には、高度な法知識に加え、分析力、思考力、問題解決能力、コミュニケーション能力を養成するため、演習形式が採られ、ソクラテス・メソッドを採用し、双方向・多方向の授業を行っている。 [4.1]

○「模擬裁判」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」では、中京地区の法律事務所、名古屋・東京の企業からの協力を得て、法実務を体験する機会を提供している。また、法学研究科が進めてきたアジア展開を活かした「法整備支援論」を正規科目として開講し、2015 年度からは、キャンパス・アセアンプログラムの一環としての海外研修を、正規の科目として受講できることとした（派遣実績 3 名）。修了生対象ではあるが、海外にある本学の日本法教育研究センターへ法学講師として短期派遣の機会も設けている（派遣実績 11 名）。 [4.2、4.6]

○ICT 技術を利用した教育ツールを活用し、学生の予習・復習を支援しつつ、それらを基礎として、対話や討論を通じた双方向的、多方向的な授業を行っている。例えば、「お助け君ノート」システムは、法律基本科目（演習科目を除く）について、毎回の授業を録画し、学生が授業後にその録画を視聴できる学習支援システムであり、事後の学習の効果を上げている。また、参考資料の提示や予習の指示等は基本的にシラバス上で行われ、課題の出題や提出もシラバスを通じて行われている。また、「ローライブラリー」を通じて必要な判例・裁判例や関連文献を確認できるほか、択一演習等も行える。「模擬裁判」では、法廷教室における収録システムを活用した授業も行われている。（別添資料 4506-i4-15）。 [4.3]

名古屋大学法学研究科 教育活動の状況

- ・新しい教育ツールの利用と双方向・多方向の授業（法学研究科実務法曹養成専攻 2019年度）（別添資料 4506-i4-15）

○各学生につき、専任教員が担任となり、履修指導、奨学金の推薦書の執筆、学習上の相談等を担当する体制をとっている。また、教育においては、科目の必要に応じて研究者教員と実務家教員が連携・共同して授業を担当し、法科大学院の教育の柱である理論と実務の架橋を実現できる体制となっている。

専任教員（2019年度）として、11名の研究者教員ほか、主として実務法曹の養成に向けられた上述の教育目的を確実に達成するため5名の実務家教員を配置している。そのうち、女性教員は2名である。実務家教員は、その全員が5年以上の実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する者である。 [4.4]

○法科大学院設置前は司法修習の一部となっていた内容につき実務基礎科目（必修）として教育が行われており、展開・先端科目において実務家になった場合に武器となる専門的な能力が養成されている。

また、本専攻は、実務法曹の養成を主たる目的としているが、研究者を目指す学生に対して「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」を開講し、論文の執筆方法の指導を含む研究指導を実施している。また、TAの制度を活用して教育指導能力の向上に取り組んでいる。 [4.5]

○実務基礎科目や法律基本科目（選択科目。例えば「総合問題演習」科目など）において、実務家教員と研究者教員が「チームティーチング」を行い、一つの講義の中で特定の法律問題についての実務家の視点と研究者の視点の双方を提示すること等を通じて理論と実務の架橋を図っている。 [4.6]

<必須記載項目5 履修指導、支援>

【基本的な記載事項】

- ・履修指導の実施状況が確認できる資料
（別添資料 4506-i5-1）
- ・学習相談の実施状況が確認できる資料
（別添資料 4506-i5-2）
- ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組が確認できる資料

(別添資料 4506-i5-3)

- ・ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況が確認できる資料
(別添資料 4506-i5-4)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

A 総合法政専攻

○指導教員体制を確立し、講義・演習の時間外でもオフィスアワー等を利用して個別指導を行っている。論文執筆に関しては、論文執筆プログラムの下で、計画的な指導を行っている。

出身国やプログラムの異なる多様な留学生を受け入れているため、「国際法政コース留学生指導のためのガイドライン」を策定・運用している(別添資料 4506-i4-11)(再掲)。また、留学生担当講師を置き、外国語による学習面・生活面のきめ細やかなカウンセリングや支援を行っているほか、チューター等による学習・日常生活の支援や補習、国際・国内インターンシップなどがある。留学生を支援する学生サークル「SOLV」がある。

発信型研究者の養成や、高度の専門的業務に従事する研究能力を養うために、大学院生には『名古屋大学法政論集』への論文掲載を推奨している。同誌での論文発表を起点として、学会発表や査読論文の執筆という成果を上げている(別添資料 4506-i5-5)。

施設面では、自習室内に専用の机と共用の本棚が提供されており、24時間利用することができる。授業時間外の教室貸出しや、20時までの図書室開室によって、自主的な学習を支援している。また、資料等の複製のために、年間10,000円分のコピーカードを交付し、学生用印刷室を設置、印刷機器や用紙等を無料で提供している。

[5.1]

- ・ 大学院学生による学会発表数・論文発表数(法学研究科総合法政専攻 2016-2019年度) (別添資料 4506-i5-5)

○従前から『研究教育年報：応用法政コース・国際法政コース』を年度ごとに冊子(紙媒体)で刊行し、応用法政コースおよび国際法政コースの大学院生が提出した修士論文のうち優れたものの発表の機会としてきたが、2018年度版からは『研究教育年報』を電子媒体で刊行することにするとともに、名古屋大学学術機関リポジトリにおいて公表することとした(オープンアクセス化)。より広く、例えば国際法政コースの留学生の出身国からも容易にアクセスできる機会を設けることにより(学習成果の可視化)、『研究教育年報』での発表に向けて優れた修士論文を執筆するた

名古屋大学法学研究科 教育活動の状況

めの動機付けを与えている（学習意欲向上方策）。 [5.2]

○学生の就職活動支援のため、就職相談室を設置し、専任の教員（2017年度まで准教授、2018年度から特任准教授）を置き、各種の支援活動を行っている。大学院生についても、希望者に対してインターンシップの機会を提供している。大学教員を志望する学生に対しては、TA・RAなど研究教育能力の向上のための機会を提供している他、教員公募情報を提供している。2016年度から学術研究員制度を新設し、博士号取得後も常勤ポストのない者等の研究条件を確保している（2016年度1名、2017年度8名、2018年度5名、2019年度6名）。 [5.3]

B 実務法曹養成専攻〔専門職大学院（法科大学院）〕

○学習・生活に対するきめ細かい支援のため、担任制を採用している。また、弁護士による①「実定法基礎I・II」における法律問題についての基本的な思考・論述方法の指導、②各演習科目等における課題指導員としてのレポート等の添削を通じた指導といった形での支援が行われている。

Web シラバスにおいて各科目の情報提供を行い、ICTを利用した学習ツールを提供することにより、学生の予習・復習を支援している。

夏休みに修了生による「夏季理解度チェック講座」・「夏季文章力養成講座」が実施されているほか、特に法学未修者についてはLS学務委員会が1年次の各学期の成績発表直後の時期に「じゃくてん定期便」面接を行っており、学生に自己分析の機会を提供するとともに、必要な助言を与えたり、各科目の担当教員への橋渡しを行っている。

24時間利用可能な自習室を整備しており、各人に専用の机を割り当てている。室内には基本的文献（基本書・判例集）が整備され、室外にコピー機が配置されている。また、学生間での共同学習を行えるよう法律相談室を設置し、授業で使用していない時間帯には教室、演習室も利用可能としている。 [5.1]

○修了者のためのキャリア支援を目的として、キャリア支援委員会が設置されており、法曹志望者に対するキャリア支援講座を開講している。別の進路を希望する修了生に対しては、企業説明会・就職説明会等を開催している。法科大学院同窓会等との協力を通じて、法曹志望者に対するキャリア支援を行っている（別添資料4506-i5-6）。 [5.3]

・キャリア支援講座、企業説明会・就職説明会開催一覧（法学研究科実務法曹養成専攻 2016-2019年度）（別添資料4506-i5-6）

<必須記載項目 6 成績評価>

【基本的な記載事項】

- ・ 成績評価基準
(別添資料 4506-i6-1~3)

- ・ 成績評価の分布表
(別添資料 4506-i6-4)
(法学研究科総合法政専攻：別添資料なし)

理由：総合法政専攻では、専門分野が多岐に亘っており各科目の履修者数が少ないこと（多くの科目の履修者数は5名以下）、また演習形式の科目が多いことから、成績評価の分布表は作成していないが、シラバス作成の際等には、定められた成績評価基準に従い評価を行うよう大学院（総合法政）学務委員会及び教授会にて各教員へ周知されている。

- ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料
(別添資料 4506-i6-5~6)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

A 総合法政専攻

- 成績評価については、シラバス等で示される成績評価方法に従って厳格に行われている。

演習科目や研究会での研究報告の内容および質問に対する応答をその都度評価して必要な指導を行っている。論文指導については、論文執筆プログラムに従って定期的に研究報告の機会を与え、進捗度を評価している。 [6.1]

- 毎年度、各学期に授業・指導アンケートを実施し、その結果を学務委員会で検討の上、教授会で報告している（別添資料 4506-i6-7）。 [6.2]

- ・ 授業・指導アンケート実施状況（法学研究科総合法政専攻 2016-2019年度）
(別添資料 4506-i6-7)

B 実務法曹養成専攻 [専門職大学院（法科大学院）]

- シラバスに示された成績評価の基準と方法に従い、授業中の発言・応答、小テスト、

名古屋大学法学研究科 教育活動の状況

レポートおよび定期試験等の多様な方法で成績評価を行っている。合格者中の成績分布についても一定の目安を設けて運用している。

各学年の終了時において取得単位数が一定数に満たない学生、共通到達度確認試験の成績が一定の水準に達していない学生、さらには法律基本科目（必修）のGPAが1.5に満たない学生は進級を認めず、留年扱いとしている。進級要件を満たさず留年をした者に対しては、指導教員が事情を聴取し、履修について必要な指導を行う。

[6.1]

○本専攻では、プロセスを重視した教育を実施しており、小テスト、レポートの添削・講評等を通じて、学生が学習を振り返る機会を提供している。また、定期試験に関して、各教員が講評をシラバス上に掲示することが義務付けられている。また、学期毎に各科目について学生による授業評価アンケートを実施しており、マークシートによる回答のほか、自由記載欄（提出は任意）も設けている（別添資料4506-i6-8）。このアンケートの結果は、マークシート分については科目ごとに集計されグラフ化されたものが、また、結果全体に対する教員側の意見・評価が「学生へのメッセージ」という形になったものが、それぞれ教授会資料として全教員に提示されるとともに、学生にも示されることになっている。 [6.2]

・ 授業評価アンケート実施状況（法学研究科実務法曹養成専攻 2016-2019 年度）（別添資料4506-i6-8）

<必須記載項目7 卒業（修了）判定>

【基本的な記載事項】

- ・ 卒業又は修了の要件を定めた規定
(別添資料4506-i7-1~4)
- ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料
(別添資料4506-i7-5~6)
- ・ 学位論文の審査に係る手続き及び評価の基準
(別添資料4506-i7-7)、(別添資料4506-i1-1)（再掲）
(法学研究科実務法曹養成専攻：別添資料なし)
理由：学位論文がないため
- ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる

資料

(別添資料 4506-i7-5~6) [再掲]

- ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料

(別添資料 4506-i7-8)

(法学研究科実務法曹養成専攻：別添資料なし)

理由：学位論文がないため

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

A 総合法政専攻

○修了認定については、名古屋大学大学院通則第31条および第32条に従い、研究科教授会での承認という手続が取られている。 [7.1]

○修士論文・博士論文の審査はコース別の体制で行われている(別添資料 4506-i7-9)。
[7.2]

- ・ コース別の審査体制一覧(法学研究科総合法政専攻 2019年度) (別添資料 4506-i7-9)

B 実務法曹養成専攻 [専門職大学院(法科大学院)]

○修了判定については、名古屋大学大学院通則第33条の2に従い、研究科教授会での承認という手続が取られている。 [7.1]

<必須記載項目8 学生の受入>

【基本的な記載事項】

- ・ 学生受入方針が確認できる資料
(別添資料 4506-i8-1~2)
- ・ 入学者選抜確定志願状況における志願倍率(文部科学省公表)
- ・ 入学定員充足率
(別添資料 4506-i8-3~4)
- ・ 指標番号1~3、6~7(データ分析集)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

名古屋大学法学研究科 教育活動の状況

A 総合法政専攻

○アドミッション・ポリシーに基づき、多様な入学者選抜方法を用いて、意欲のある多様な大学院生の確保に努めている。特に、留学生担当講師室や各国の日本法教育研究センターとも連携して、多数の留学生を受け入れて、国際化を進めている。入学者選抜は、一般選抜入試、留学生特別選抜の各入試が実施されている。すべての入試において、筆記試験のみならず、面接が行われている。優秀で多様な留学生を確保するため、現地面接やテレビ会議システムを利用した選抜を行っている（別添資料 4506-i8-5）。 [8.1]

- ・大学院入学選抜実施一覧（法学研究科総合法政専攻 2019年度）（別添資料 4506-i8-5）

B 実務法曹養成専攻〔専門職大学院（法科大学院）〕

○アドミッション・ポリシーに従って入学者を確保するため、同ポリシーを募集要項やHPに明記し、入学者を選抜している。近時は、全国的に法科大学院の入学希望者が減少しているため、本専攻の定員充足率も低下しており、2015年度の入試結果を踏まえて、定員を50名に削減し、入学者数と学生の質の確保を図っている。2016年度以降は、2次募集を実施している。

2014年度以降「法科大学院キャラバン」（名古屋会場）の会場校となるとともに企画立案にも積極的に関与し（2019年度は会場提供のみ）、東海地区における法科大学院志願者の増加に向けた働きかけをしている。

本専攻では、第1次選抜試験（書類審査）、第2次選抜試験（未修者コースは小論文試験、既修者コースは法律科目試験）の2段階の試験を課して、受験者の多様な能力を総合的に評価している。また、書類審査結果を最終の合否判定に加味することにより、合格者の3割程度が社会人あるいは法学部（法学系学科等を含む）以外の学部出身者となるよう努めている（別添資料 4506-i8-6～7）。 [8.1]

- ・入学試験実施状況、入学者内訳（法学研究科実務法曹養成専攻 2016-2019年度）（別添資料 4506-i8-6）
- ・入学選抜方法 実務法曹養成専攻（法学研究科実務法曹養成専攻 2019年度）（別添資料 4506-i8-7）

<選択記載項目A 教育の国際性>

【基本的な記載事項】

- ・ 協定等に基づく留学期間別日本人留学生数
(別添資料 4506-i4-6) (再掲)
- ・ 指標番号 3、5 (データ分析集)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

A 総合法政専攻

○民主化、市場経済体制へと移行するアジア諸国の法律・政治制度に関する法整備支援活動の一環として、これらの国々からの留学生を多数受け入れ、英語による教育を提供してきている(別添資料 4506-iA-1)。また、ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム(ハノイ、ホーチミン)、カンボジアに日本法教育研究センターを開設し、日本語による日本法教育を通じた人材養成を行っている

(<http://cjl.law.nagoya-u.ac.jp/>)。また、アジアサテライトキャンパス学院では、自国で在職しながら博士号を取得できるプログラムを提供している(対象国:ベトナム、モンゴル、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン)。

日本人学生に対しては、リーディング大学院プログラム、キャンパス・アジア、キャンパス・アセアンなどのプログラムによる国際交流、海外研修等の場を提供し、国際性を涵養する機会を設けている。その他、「比較法政演習(PSI)」では、日本人学生と留学生とが互いの国について学ぶ機会が設けられている。

留学生支援として、留学生担当講師室を設置して、学習支援、生活上の相談について対応している(講師1名、事務補佐員数名)ほか、留学生の学習支援のために、英語版のホームページとハンドブックを作成している。また、留学生に対するチューター制度があり、学生が留学生の勉学や日常生活の手助けをしている。留学生支援のための学生サークル「SOLV」は、さまざまなイベントを通じて留学生との交流をはかっている。 [A.1]

- ・ 国別留学生数一覧(法学研究科総合法政専攻 2019年度) (別添資料 4506-iA-1)

B 実務法曹養成専攻[専門職大学院(法科大学院)]

○国際的な関心を持った法曹養成を教育目標の1つとしており、国際的視野と能力をもった法曹を目指す者のための「履修モデル」を学生便覧等に示すとともに、法学研究科が進めてきたアジア展開を活かした「法整備支援論」を正規科目として開

名古屋大学法学研究科 教育活動の状況

講し、2015年度からは、キャンパス・アセアンプログラムの一環としての海外研修への参加を正規の履修単位として認めている（派遣実績3名）。

また、修了生対象ではあるが、海外にある本学の日本法教育研究センターへ法学講師として短期派遣の機会も設けている（派遣実績11名）。 [A.1]

<選択記載項目B 地域連携による教育活動／産官学連携>

【基本的な記載事項】

（特になし）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

A 総合法政専攻

○2010年度以降は、法務省、慶応義塾大学大学院法務研究科と神戸大学大学院国際協力研究科などと共同で、サマースクール「アジアの法と社会」を開催しており、国内外の大学院生との交流の機会にもなっている。

県内弁護士の協力の下、留学生を対象とした「特別講義・演習（日本の司法機関）」を開講しており、また2018年度からウエストロー・ジャパン（株）と寄附講義「特別講義・演習（法令・判例の探索と活用）」を実施している。

国内外の企業、法律事務所、国際機関などの協力の下、インターンシップを実施している。

また、留学生担当講師室を中心に、司法機関、弁護士会、企業などの協力を得て、留学生の教育研究のために見学企画、セミナーなども実施している。毎年、愛知県弁護士会国際委員会が主催するジョイントセミナーが行われ、弁護士と本研究科国際法政コースの留学生とが報告を行い、意見交換を行っている。 [B.1]

B 実務法曹養成専攻〔専門職大学院（法科大学院）〕

○中京地区の法律事務所や名古屋・東京の企業からの協力を得て、エクスターンシップ（選択必修科目）を実施している（別添資料4506-i4-10）（再掲）。

また、南山大学大学院法務研究科（法科大学院）と連携して授業科目を提供している（2019年度：「知的財産法Ⅱ」、「租税法Ⅰ」、「地方自治法」）。この取り組みにより、学生は、多様な科目について専門性の高い授業を受けることができ、さらに、他大学の法科大学院の学生と同じ教室で学ぶことにより、相互に刺激し合い、

名古屋大学法学研究科 教育活動の状況

教育効果を高めることが可能となっている。また、2018年度・2019年度における協議を経て2021年度からは「総合問題演習（公法）」を単位互換ではなく両大学の教員が共同で担当する形で開講することが決まっている。 [B. 1]

南山大学との連携科目 [出典：法科大学院学生便覧]

年度	名古屋大学提供	南山大学提供
2016	知的財産法Ⅱ、環境法Ⅱ	地方自治法
2017	知的財産法Ⅱ、環境法Ⅱ	地方自治法
2018	知的財産法Ⅱ、環境法Ⅱ	地方自治法
2019	知的財産法Ⅱ、租税法Ⅰ	地方自治法

<選択記載項目C 教育の質の保証・向上>

【基本的な記載事項】

(特になし)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

A 総合法政専攻

○大学院（総合法政）学務委員会が単独で、または、学部学務委員会もしくは法科大学院学務委員会と共同でFDを毎年複数開催し、シラバス作成方法、授業実施方法、成績評価方法などについて、教員間で情報共有と意見交換をしている（別添資料4505-iC-1）。

また、大学院（総合法政）学務委員会の下で、授業・指導アンケートを毎年度各学期末に実施し、その結果は学務委員会で検討し、解決すべき課題については教授会で審議・対応している。

博士課程リーディングプログラムの開始とともに、アカデミック・ライティング・チームを作り、英語で論文を執筆する大学院生に対する教育を改善した。

[C. 1]

・ファカルティ・ディベロップメントの取組み（法学研究科総合法政専攻・実務法曹養成専攻 2016-2019年度）（別添資料4506-iC-1）

○大学院（総合法政）学務委員会、学生生活委員会等を設置し、教育の状況・成果に関する課題発見と解決を進める体制を構築している。

また、外部評価として、2018年2月に「名古屋大学法学部教育研究アセスメント委員会」を実施し、その報告書を公表している（別添資料4505-iC-2）。

なお、法学研究科のイベントやニュース、本学スタッフ新刊書紹介などを伝える

名古屋大学法学研究科 教育活動の状況

『LAWING』を年1回発行し、ウェブサイトでも公開している。『法と政治を学ぶ』を毎年発行し、法学部・法学研究科の教育理念・特色、学生生活、ゼミナール、国際交流、卒業生の声などを、広く学外にも紹介している。また、ウェブサイトにおいて、適宜情報を発信している。 [C.2]

- ・外部評価、第三者評価の実施状況（法学研究科総合法政専攻 2016-2019年度）（別添資料 4506-iC-2）

B 実務法曹養成専攻〔専門職大学院（法科大学院）〕

○LS 学務委員会単独で、あるいは学部学務委員会や大学院（総合法政）学務委員会と共同で FD を毎年複数回開催し、教員間で情報共有と意見交換を行っている（別添資料 4506-iC-1）（再掲）。また、サバティカルを取得して研究に専念することもできる。

教育の内容・方法の改善・充実を組織的に図るため、自己評価委員会、教育改善委員会を組織している。全教員及び全学生の参加する教育改善研究集会を年1回開催し、授業アンケート結果の開示や学生との懇談等を通じて、教育の改善に取り組んでいる。教育改善委員会は、以上の諸活動等を取りまとめ、年度末毎に「教育の現況・改善報告書」を作成している。 [C.1]

○学期毎に各科目について学生による授業評価アンケートを実施している。教員はアンケートの結果をふまえて、授業実施報告書「学生へのメッセージ」を作成する。同文書は教授会で配布されるほか、学生の閲覧に供されている。毎年度末に各学年・各クラス別の懇談会を開催し、教員と学生との意見交換を行っており、その結果は教授会で報告される。授業評価アンケート結果（マークシート分）、上記「メッセージ」及びクラス別懇談会において学生側から提示された意見・要望は上記「教育の現況・改善報告書」に収録され、公開される。また、クラス別懇談会で出された意見・要望への LS 側の対応は、上記「教育改善研究集会」において報告され、その場でさらに意見交換が行われることになっている。

本専攻は、5年に1回の認証評価を義務づけられており、2018年度に第3回目の認証評価を受け、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院任所評価基準に適合しているとの判定を受けた。さらに、法学研究科全体としては、2018年2月に「名古屋大学法学部教育研究アセスメント委員会」を実施し、その報告書を公表した（別添資料 4506-iC-3）。

また、修了生が名古屋大学法科大学院同窓会を組織しており、必要に応じて協議し

ている。

2019年度から「名古屋大学法科大学院連携協議会」を設置し、学外の実務家や専門家との連携による教育課程の再検討やその実施について協議し、併せて、当該年度の入試問題の内容等について検討している。

なお、本専攻のHPにおいて、講義概要・教員情報・入試関係情報・同窓会活動等についての情報を発信している。また、本専攻の基本情報をまとめた『NAGOYA LAW』を毎年発行している。 [C. 2]

- ・外部評価、第三者評価の実施状況（法学研究科実務法曹養成専攻 2016-2019年度）（別添資料 4506-iC-3）

<選択記載項目D 高度専門職業人の育成>

【基本的な記載事項】

（特になし）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

A 総合法政専攻

- 高度の専門性が求められる職業を担う人材を育成するコースとして、応用法政コース、国際法政コースを設けており、職業人や留学生の受入れを行っている。
[D. 1]

- 文部科学省が2011年に導入した博士課程教育リーディングプログラムは、「優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産官学にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導く」ための「大学院教育の抜本的改革」を目指すものである。本研究科は、2012年から英語によって教育研究を行う「法制度設計・国際的制度移植専門家の養成プログラム」を実施した。「リーディング大学院プログラム修了認定」は、その成果を本研究科の今後の教育研究の中に定着発展されることを目的としている。カリキュラムに含まれる「リーディング大学院プログラム修了認定対象科目」は、共同研究を組織運営できる能力、海外で専門的な研究発表や質疑応答ができる能力、英語で質の高い論文や調査報告書をまとめる能力、国際的な人脈を形成する能力、海外で専門的なインターンシップに従事する能力、国際的な舞台上でリーダーシップを発揮する能力を得るための機会を提供することを目的としている。
[D. 1]

名古屋大学法学研究科 教育活動の状況

B 実務法曹養成専攻〔専門職大学院（法科大学院）〕

○本専攻は、専門職大学院設置基準に基づく法科大学院として、高度専門職業人としての実務法曹を養成することを目的としている。そのため、カリキュラム、学習支援などにおいて、以下のような工夫を行っている（（1）法学研究科実務法曹養成専攻の教育目的と特徴 2. 研究科の特徴 参照）。

①法律基本科目と実務基礎科目の充実と連携、②研究者教員と実務家教員による協同教育体制、③徹底した少人数教育と未修者のケア、④多彩かつ充実した科目設定、⑤IT 技術を駆使した教育手法の導入。 [D. 1]

<選択記載項目E リカレント教育の推進>

【基本的な記載事項】

- ・ リカレント教育の推進に寄与するプログラムが公開されている刊行物、ウェブサイト等の該当箇所
(別添資料 4506-iE-1~2)
- ・ 指標番号 2、4 (データ分析集)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

A 総合法政専攻

○応用法政コース（博士後期課程）では日本又は外国の官公庁、企業、法律事務所等に在職中であり、かつ在職のまま博士課程の修了を目指す者を対象に、職業人選抜入試制度を設けて受け入れている。

また、国際法政コース（博士後期課程）では、アジア諸国の政府職員や法曹実務家を対象に、彼らが現職を維持したまま自国で働きながら研究することのできるアジアサテライトキャンパス学院を開設しており、2019年度までの受入学生数は14名、既に3名が博士学位を取得している。

なお、応用法政コースの修士課程では、中間報告書の提出を課して、論文執筆能力の涵養を図っている。また、博士課程では、外国文献の利用を必須としないなど、コースの特性を反映したカリキュラムとなっている。 [E. 1]

○毎年、ホームカミングデイの際に市民を対象とした講演会を実施している他、2018年度から年に1回公開講座を実施している（別添資料 4506-iE-3）。 [E. 1]

- ・ 公開講座ポスター（法学研究科 2018-2019年度）（別添資料 4506-iE-3）

B 実務法曹養成専攻〔専門職大学院（法科大学院）〕

○多様なバック・グラウンドを有する学生、法学教育以外の専門教育を受けた学生を法学未修者として受け入れ、法律基本科目の学修を支援するシステムとして、授業担当教員が学生の質問等に対応するためのオフィスアワーを設け、また、愛知県弁護士会に所属する若手弁護士の学修支援を受けることができる体制を整えている（別添資料 4506-iE-4）。

また、法学教育を受けていない学生のために、法学の基礎的知見の修得と具体的事例を素材とした討論等を通じて、「法的に考える」ことへの理解とそれを応用する力の養成を行う科目「実定法基礎」（2017年度からは「実定法基礎Ⅰ・Ⅱ」）を設けている。 [E. 1]

- ・若手弁護士による学修支援（法学研究科実務法曹養成専攻 2016-2019年度）
（別添資料 4506-iE-4）

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

<必須記載項目1 卒業（修了）率、資格取得等>

【基本的な記載事項】

- ・ 標準修業年限内卒業（修了）率
(別添資料 4506-ii1-1~2)
- ・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率
(別添資料 4506-ii1-3~4)
- ・ 博士の学位授与数（課程博士のみ）（入力データ集）
- ・ 指標番号 14~20（データ分析集）
- ・ 法科大学院修了者の司法試験合格率（法務省公表）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

A 総合法政専攻

○論文執筆プログラムによって計画的かつ継続的な論文指導を行っており、修士論文・博士論文の水準を維持している。英語で論文を書く大学院生に対しても論文執筆のための科目（アカデミック・ライティング）を提供して基本から論文執筆を指導している。

英語による講義のカリキュラムを早期より提供し、学生の海外派遣の推奨も行ってきた。一方、留学生が日本語によって日本法を研究するという特色のある取り組みを実施してきた。その成果として、国際的に活躍できる研究者や専門的職業人、日本文化や日本法に造詣の深い自国内外で活躍する有為な人材が育っている。

このように、計画的な論文執筆指導の体制と、海外派遣の機会の提供を通じて、優秀な若手研究者を育成してきている（受賞 2017年度1件、2019年度2件）（別添資料 4506-i5-5）（再掲）。

国際法政コース修了者の多くは、出身国の政府や企業において枢要な地位を占めている（別添資料 4506-ii1-5）。 [1.1]

- ・ 法学研究科を修了した留学生の主な活動状況（法学研究科総合法政専攻 2019年度）（別添資料 4506-ii1-5）

B 実務法曹養成専攻 [専門職大学院（法科大学院）]

○司法試験の合格状況は、設置当初から全国平均を上回っており、一定の目標を達成している。また、本専攻の修了者のうち、修了直後に司法試験に合格した者の割合は、3~4割となっている（別添資料 4506-ii1-6）。 [1.2]

名古屋大学法学研究科 教育成果の状況

- ・司法試験受験状況（法学研究科実務法曹養成専攻 2015-2018 年度）（別添資料 4506-ii1-6）

○学期毎に各科目について学生による授業評価アンケートを実施しており、「説明のわかりやすさ」「授業内容の理解」「理解の深化・能力の高度化」の各項目について、概ね肯定的な評価となっている（別添資料 4506-i6-8）（再掲）。 [2.2]

<必須記載項目2 就職、進学>

【基本的な記載事項】

- ・ 指標番号 21～24（データ分析集）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

A 総合法政専攻

○博士前期課程については、博士後期課程への進学や留学、公的機関へ就職する者が多い。博士後期課程修了者および満期退学者は、一定の割合で大学教員の職を得ているが、全国的に厳しい状況にあり、OD、ポスドク問題が本研究科でも生じている。その対策としては、本研究科の各種プロジェクトの研究員、特任助教、特任講師等への任用を行っている（別添資料 4506-ii2-1～2）。

留学生、特に国際法政コースに所属する学生は、その多くが母国にて教職、専門職で活躍し、あるいは国際機関や渉外法律事務所等で職を得ている。国際法政コースの日本語クラスの修了生は、日本の法律もかかわる職場で活躍しており、学習の成果が専門職業人としての活躍に結実している。 [2.1]

- ・ 博士課程（前期課程、後期課程）修了者の進路状況（法学研究科総合法政専攻 2016-2019 年度）（別添資料 4506-ii2-1）
- ・ 大学等研究機関への就職者一覧（法学研究科総合法政専攻 2016-2019 年度）（別添資料 4506-ii2-2）

B 実務法曹養成専攻 [専門職大学院（法科大学院）]

○本専攻は実務法曹の養成を目的としており、修了者の大多数は、司法試験を受験するが、修了者の中には、公務員や民間企業等に就職する者もいる（別添資料 4506-ii2-3）。

司法試験の累積合格率は、ほぼ 50%を維持しており、必ずしも満足できる数字では

名古屋大学法学研究科 教育成果の状況

ないが、全国の中では比較的高い水準にある。

また、全国的に法科大学院修了生の就職が困難な状況下にあつて、本専攻を修了した法曹資格取得者は概ね順調に就職できており、本専攻修了生に対する先輩弁護士らの高い評価を背景としたものであるとあってよいであろう。

修了後のキャリア形成のために、学内外の実務家、研究者教員による特別講義、法律事務所・企業等説明会などを実施しており、国際関係の業務に従事する弁護士や企業内弁護士など、専門分野を持つ人材を輩出している。また、法科大学院を経た研究者教員を養成することを目的とした「テーマ研究 I」「テーマ研究 II」の受講を経て、大学院（博士後期課程）へ進学した者、研究者になった者が出始めている。

[2.1]

- ・ 専門職大学院課程修了者の進路状況（法学研究科実務法曹養成専攻 2015-2019 年度）（別添資料 4506-ii2-3）

<選択記載項目 A 卒業（修了）時の学生からの意見聴取>

【基本的な記載事項】

- ・ 学生からの意見聴取の概要及びその結果が確認できる資料
（別添資料 4506-iiA-1～2）

【第 3 期中期目標期間に係る特記事項】

A 総合法政専攻 および B 実務法曹養成専攻〔専門職大学院（法科大学院）〕
○「教育成果調査」および「学習経験に関する調査」のいずれも、総合法政専攻・実務法曹養成専攻の区別なく集計が行われているため、それぞれの教育の特性に応じた結果を見ることは難しいが、「学習経験に関する調査」から、「先輩院生や同級生との討論・交流」を経験した学生が多く、「自身の研究と社会とのつながりについての理解」、「批判的に考える能力」、「問題を発見し解決する能力」、「論理的な文章を書く能力」、「自分の価値観と異なる人々と意思疎通する力」について成長を実感する学生が非常に多い。これらの成長を実感した点は、将来にとっても重要と捉えている学生が多く見られるとともに、修了後の進路に研究分野を生かせると考えている学生も多い。また、本学で学んだことに対する満足度も非常に高い。

[A.1]

<選択記載項目B 卒業（修了）生からの意見聴取>

【基本的な記載事項】

- ・ 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取の概要及びその結果が確認できる資料
(別添資料 4506-iiB-1～2)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

A 総合法政専攻

- 修了生からの声を、例年作成するパンフレット『法と政治を学ぶ』に掲載している
(別添資料 4506-iiB-1) (再掲)。 [B.1]

B 実務法曹養成専攻 [専門職大学院 (法科大学院)]

- 修了生が名古屋大学法科大学院同窓会を組織しており、教育や就職などについて必要に応じて協議、協力体制を取っている。
また、修了生の声を、例年作成するパンフレット『法と政治を学ぶ』、『NAGOYA LAW』に掲載している (別添資料 4506-iiB-1～2) (再掲)。 [B.1]

<選択記載項目C 就職先等からの意見聴取>

【基本的な記載事項】

- ・ 就職先や進学先等の関係者への意見聴取の概要及びその結果が確認できる資料
(特になし)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

A 総合法政専攻

(特になし)

B 実務法曹養成専攻 [専門職大学院 (法科大学院)]

(特になし)

名古屋大学法学研究科

【参考】データ分析集 指標一覧

区分	指標番号	データ・指標	指標の計算式
1. 学生入学・在籍状況データ	1	女性学生の割合	女性学生数／学生数
	2	社会人学生の割合	社会人学生数／学生数
	3	留学生の割合	留学生数／学生数
	4	正規課程学生に対する科目等履修生等の比率	科目等履修生等数／学生数
	5	海外派遣率	海外派遣学生数／学生数
	6	受験者倍率	受験者数／募集人員
	7	入学定員充足率	入学者数／入学定員
	8	学部生に対する大学院生の比率	大学院生総数／学部学生総数
2. 教職員データ	9	専任教員あたりの学生数	学生数／専任教員数
	10	専任教員に占める女性専任教員の割合	女性専任教員数／専任教員数
	11	本務教員あたりの研究員数	研究員数／本務教員数
	12	本務教員総数あたり職員総数	職員総数／本務教員総数
	13	本務教員総数あたり職員総数(常勤、常勤以外別)	職員総数(常勤)／本務教員総数 職員総数(常勤以外)／本務教員総数
3. 進級・卒業データ	14	留年率	留年者数／学生数
	15	退学率	退学者・除籍者数／学生数
	16	休学率	休学者数／学生数
	17	卒業・修了者のうち標準修業年限内卒業・修了率	標準修業年限内での卒業・修了者数／卒業・修了者数
	18	卒業・修了者のうち標準修業年限×1.5年以内での卒業・修了率	標準修業年限×1.5年以内での卒業・修了者数／卒業・修了者数
	19	受験者数に対する資格取得率	合格者数／受験者数
	20	卒業・修了者数に対する資格取得率	合格者数／卒業・修了者数
	21	進学率	進学者数／卒業・修了者数
	22	卒業・修了者に占める就職者の割合	就職者数／卒業・修了者数
4. 卒業後の進路データ	23	職業別就職率	職業区分別就職者数／就職者数合計
	24	産業別就職率	産業区分別就職者数／就職者数合計

※ 部分の指標（指標番号8、12～13）については、国立大学全体の指標のため、学部・研究科等ごとの現況調査表の指標には活用しません。